

林業信用保証がお得！
制度資金のご案内

～木材産業等高度化推進資金を中心に～

独立行政法人農林漁業信用基金

〒105-6228

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

TEL: 03-3434-7826, 7827(融資機関の方)

03-3434-7825(事業者の方)

FAX: 03-3434-7837

<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>



制度資金とは

- 法律や条令に基づいて、国や地方公共団体が、財政からの資金の融通、民間融資機関の融資に対する利子の補給等により、有利な条件で融資を実施するものです。
- 制度資金の利用に当たっては、法律に基づく計画を作成し、都道府県知事の認定を受ける必要があります。

林業信用保証とは

林業・木材産業を営む方が融資機関から事業用資金を借り入れる際に、公的な保証機関である農林漁業信用基金がその債務を保証することにより、融資を円滑化するものです。

メリット1 「林業」と「木材産業」を専門に保証

林業(造林・育林)を保証できるのは国内で唯一
木材産業との組合せなどもまとめて保証

メリット2 手頃な保証料、最大5年間免除も

日割り計算で無駄がなく、費用負担の軽減が可能
最大5年間保証料が免除可能なメニューも複数あり

メリット3 保証限度額は最大6億円

無担保での保証限度額は、財務状況により2億円まで

メリット4 豊富な知識と全国的なネットワーク

全国の保証案件を一拠点に集約
専門の担当者を配置し、業界団体や行政機関とも連携

制度資金のメリット

- 1 一般的に、**低利で融資**を受けることができます。

制度資金貸付利率 (木材産業等高度化推進資金の例)	プロパー融資貸付利率
1.70%~2.40%	融資機関所定の利率

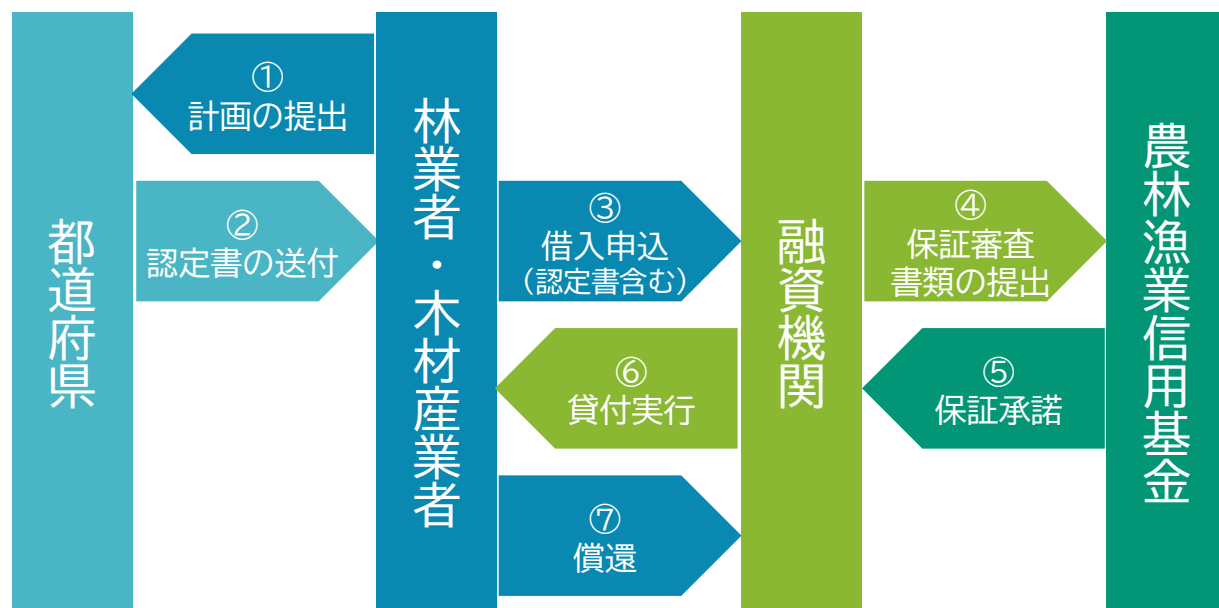
- 2 **林業信用保証の保証料率が優遇**されます。

制度資金の保証料率	制度資金以外の保証料率
0.15%~1.35%	0.20%~1.80%

木材産業等高度化推進資金とは

- 制度資金の一つであり、木材の生産及び流通を円滑にすることや、効率的・安定的な林業経営を育成することを目的に、**運転資金を低利で融通**するものです。
- 木材産業等高度化推進資金を利用するためには、資金メニュー（5ページ以降を参照）に応じて、次の①～③のいずれかの計画を作成し、**都道府県知事の認定を受ける必要**があります。
 - ① 林業経営改善計画 ② 合理化計画
 - ③ 木材安定供給確保事業計画
- なお、上述①～③の計画に従って事業を実施する場合は、
 - ・ 木材産業等高度化推進資金の貸付上限額を超えるとき
 - ・ 同資金を利用しないとき（融資機関の融資のみを利用するとき）
 - ・ 施設整備のための資金についても合わせて融資を受けるときについても、**林業信用保証の保証料率が優遇**（上表2参照）されます。

手続きの主な流れ



- ① 木材産業等高度化推進資金の利用を希望する林業者・木材産業者は、利用する資金メニューに応じて、「合理化計画」、「林業経営改善計画」又は「木材安定供給確保事業計画」のいずれかを作成（※）し、都道府県に認定申請します。

（※）申請様式、申請先、提出期限等については、申請する都道府県の林業金融担当部局（都道府県（裏表紙に記載の連絡先）本庁又はその出先機関）にお問い合わせください。

- ② 都道府県は、申請された計画を審査し、認定した場合は申請者に認定書を送付します。
- ③ 認定書を受け取った林業者・木材産業者は、制度資金を取り扱っている融資機関に、関係書類（※）を添えて借入申込をします。
- （※）認定を受けた計画書の写し、認定書の写し、資金使途を証明する書類、林業信用保証の保証依頼書など。
- ④ 融資機関は、融資審査を実施した上で、農林漁業信用基金に保証審査に必要な書類を送付します。
- ⑤ 農林漁業信用基金は、保証審査を実施し、問題がなければ保証承諾を融資機関に連絡します。
- ⑥ 保証付き融資の貸付が実行されます。
- ⑦ 契約に基づき融資機関に償還します。

資金メニュー(概要)

詳細は次ページ以降をご覧ください。

資金メニュー		対象事業	使途	貸付期間	貸付 限度額	貸付利率	必要な 計画	保証料率	保証 割合
木材産業等高度化推進資金	素材生産等促進資金	・素材生産 ・木材・木製品製造 ・木材卸売等	運転資金	短期資金 1年以内 長期資金 5年以内 (据置期間 1年以内)	1億円 (特認 2億円 4億円 5億円)	短期資金 1.70% 1.90% 2.00% 長期資金 1.85% 2.20% 2.40%	合理化計画 (事業経営 改善計画)	0.15% 0.30% 0.45% 0.68% 0.83% 0.98% 1.13% 1.35%	原則 80%
	新規需要創出資金	・木材・木製品製造			1億円	短期資金 1.70% 長期資金 1.85%			
	木材高度加工資金	・素材生産 ・木材・木製品製造 ・木材卸売等			1億円 (特認 2億円)	短期資金 1.70% 長期資金 1.85%	合理化計画 (構造改善 計画)		
	林業経営高度化推進資金	・造林・育林 ・素材生産			5千万円 (特認 1.5億円)	短期資金 2.00% 長期資金 2.40%	林業経営改 善計画		
	伐採・造林一貫作業推進資金	・造林・育林 ・素材生産			1億円 (特認 2億円)	短期資金 1.70% 1.90% 長期資金 1.85% 2.20%			
	木材安定供給資金	・素材生産 ・木材・木製品製造 ・木材卸売等 ・木材製品利用			3億円 (特認 4億円)	短期資金 1.70% 長期資金 1.85%	木材安定供 給確保事業 計画		
合理化資金		・素材生産 ・木材・木製品製造 ・木材卸売等	運転資金	短期資金 5年以内	—	融資機関 所定の利率	合理化計画		
木材安定供給確保事業資金		・素材生産 ・木材・木製品製造 ・木材卸売等 ・木材製品利用	設備資金	長期資金 15年以内			木材安定供 給確保事業 計画		

素材生産等促進資金

都道府県知事の認定が必要な計画は…

合理化計画（事業経営改善計画）

対象資金	1 素材生産に必要な資金	・施業集約化費用 ・立木購入代金 ・作業現場から最終土場までの作業費用（作業道の開設・改良費用を含む。） ・作業委託費	
	2 素材・木材製品の購入に必要な資金	・購入代金（前渡金、予約払い金等） ・輸送費	
	3 2で購入した素材等の加工に必要な資金	・作業労賃 ・電力費、燃料費、その他	
対象事業 （注1）	・素材生産 ・木材・木製品製造 ・木材卸売等		
貸付利率 の上限 （注2）	都道府県知事に選定された林業経営体 大規模事業者 （木材の年間取扱量がおおむね1万m ³ 以上）		短期資金：1.70% 長期資金：1.85%
	森林組合や各種協同組合、数人共同の事業体等 中規模事業者 （木材の年間取扱量がおおむね3千m ³ 以上）		短期資金：1.90% 長期資金：2.20%
	上記以外の者 （小規模事業者など）		短期資金：2.00% 長期資金：2.40%
貸付期間 （注2）	短期資金：1年以内 長期資金：5年以内（据置期間1年） ※据置期間は貸付期間に含みます。		
貸付限度額 （注2）	通常	1億円	
	特認 （注3）	2億円	・素材の年平均生産量1万m ³ 以上 ・素材の年平均引取量1.5万m ³ 以上 ・木材製品の年平均引取量2万m ³ 以上
		4億円	・素材の年平均引取量3万m ³ 以上 ・木材製品の年平均引取量4万m ³ 以上
		5億円	・素材又は木材製品の年平均引取量5万m ³ 以上

（注1）個人事業主など団体でない単独事業体の場合は、次の①～④のいずれかを満たす方が対象となります。

- ① 木材の年間取扱量がおおむね1.5千m³以上の者
- ② 木材の年間取扱量がおおむね1千m³以上でかつ間伐材等の取扱量が全体のおおむね5割以上の者
- ③ 新製品の開発等により木材需要の拡大に努めている事業体
- ④ JAS認証を受けた木材製造業者

（注2）貸付利率、貸付期間及び貸付限度額は、表に記載の範囲内で都道府県知事が定めます。

（注3）林野庁長官の認定を受けた場合に貸付上限額を引き上げることができます。

新規需要創出資金

都道府県知事の認定が必要な計画は…

合理化計画（事業経営改善計画）

対象資金	1 素材・木材製品の購入に必要な資金	・購入代金（前渡金、予約払い金等） ・輸送費
	2 素材等の加工に必要な資金	・作業労賃 ・電力費、燃料費、その他
対象事業 （注1）	木材・木製品製造（新規需要の創出が見込まれる木材製品（★）を生産する者） ★製材、合板、集成材、単板積層材、防腐・防虫・耐火処理材、直交集成板、木質チップ、木質ペレット等	
貸付利率 の上限 （注2）	短期資金：1.70% 長期資金：1.85%	
貸付期間 （注2）	短期資金：1年以内 長期資金：5年以内（据置期間1年） ※据置期間は貸付期間に含みます。	
貸付限度額 （注2）	1億円	

（注1）団体のうち法人格を有しない場合は、2人以上で構成し同一目的を有する組織体とします。
また、個人事業主など団体でない場合は、製品の生産量の増加が見込める必要があります。

（注2）貸付利率、貸付期間及び貸付限度額は、表に記載の範囲内で都道府県知事が定めます。

木材高度加工資金

都道府県知事の認定が必要な計画は…

合理化計画（構造改善計画）

対象資金	1 木材の加工に必要な資金	・作業労賃 ・電力費、燃料費、その他	
	2 素材の購入に必要な資金 (JAS無垢材の原材料に限る。)	・購入代金(前渡金、予約払い金等) ・輸送費	
	3 1又は2の資金を利用する者への 原材料(素材等)の供給に必要な資金	【素材生産に必要な資金】 ・立木購入代金 ・作業現場から最終土場までの作業費用(作業道の開設・改良費用等) ・輸送費 【素材・木材製品の購入に必要な資金】 ・購入代金(前渡金、予約払い金等) ・輸送費 【素材等の加工に必要な資金】 ・作業労賃 ・電力費、燃料費、その他	
対象事業 (注1)	(対象資金1又は2) 次の①～③のいずれかに該当する木材・木製品製造 ① 特定の施設等(★)を導入している木材の年間取扱量がおおむね3千m ³ の者 ② 合併等により新たに設立された木材の年間取扱量がおおむね5千m ³ 以上の者 ③ 木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行う者 (対象資金3) 素材生産、木材卸売等(対象資金1又は2を利用する者と協定等を締結し、原材料(素材等)を供給する者) ★集成材製造施設、人工乾燥施設、薬剤処理施設、プレカット加工施設、廃木材粉砕・再生処理施設、製材用省力化設備、合板用省力化設備等 ※安定供給に関する協定等を締結し、それに基づき取引を行う者が対象です。		
貸付利率 の上限 (注2)	短期資金：1.70% 長期資金：1.85%		
貸付期間 (注2)	短期資金：1年以内 長期資金：5年以内(据置期間1年) ※据置期間は貸付期間に含みます。		
貸付限度額 (注2)	通常	1億円	
	特認 (注3)	2億円	JAS無垢材の製造を行う者

（注1）団体のうち法人格を有しない場合は、おおむね4人以上で構成し同一目的を有する組織体としています。

なお、JAS認証を受けた者（1年以内に認証を受けることが確実な者を含む。）は2人以上でも可能です。

また、個人事業主など団体でない場合は、次の①～③のいずれかを満たす方が対象です。

① 木材の年間取扱量がおおむね3千m³以上の者

② 新製品の開発等により木材需要の拡大に努めている事業体

③ JAS認証を受けた木材製造業者

（注2）貸付利率、貸付期間及び貸付限度額は、表に記載の範囲内で都道府県知事が定めます。

注3）林野庁長官の認定を受けた場合に貸付上限額を引き上げることができます。

林業経営高度化推進資金

都道府県知事の認定が必要な計画は…

林業経営改善計画

対象資金	1 造林に必要な資金	・作業労賃 ・苗木代 ・燃料費 ・機械・施設の使用料 ・作業委託費	
	2 素材生産の請負事業費	・請負契約に基づく前渡金、中間払い金 ・契約を行うために必要な作業労賃	
対象事業	・造林・育林 ・素材生産		
貸付利率 の上限 (注1)	短期資金：2.00% 長期資金：2.40%		
貸付期間 (注1)	短期資金：1年以内 長期資金：5年以内（据置期間1年） ※据置期間は貸付期間に含みます。		
貸付限度額 (注1)	通常	5千万円	
	特認 (注2)	1億5千万円	・造林の年間施業面積500ha以上

(注1) 貸付利率、貸付期間及び貸付限度額は、表に記載の範囲内で都道府県知事が定めます。

(注2) 林野庁長官の認定を受けた場合に貸付上限額を引き上げることができます。

伐採・造林一貫作業推進資金

都道府県知事の認定が必要な計画は…

林業経営改善計画

対象資金	1 素材生産に必要な資金 ※素材生産と造林とを一貫的に作業を実施する場合に限ります。	・立木購入代金 ・作業現場から最終土場までの作業費用（作業道の開設・改良費用等）
	2 造林に必要な資金 ※素材生産と造林とを一貫的に作業を実施する場合に限ります。	・作業労賃 ・苗木代 ・燃料費 ・機械・施設の使用料 ・作業委託費
対象事業	・造林・育林 ・素材生産	
貸付利率 の上限 (注1)	都道府県知事に選定された林業経営体	短期資金：1.70% 長期資金：1.85%
	上記以外の者	短期資金：1.90% 長期資金：2.20%
貸付期間 (注1)	短期資金：1年以内 長期資金：5年以内（据置期間1年） ※据置期間は貸付期間に含みます。	
貸付限度額 (注1)	通常	1億円
	特認 (注2)	2億円 ・素材の年平均生産量1万m ³ 以上

(注1) 貸付利率、貸付期間及び貸付限度額は、表に記載の範囲内で都道府県知事が定めます。

(注2) 林野庁長官の認定を受けた場合に貸付上限額を引き上げることができます。

木材安定供給資金

都道府県知事の認定が必要な計画は…

木材安定供給確保事業計画

対象資金	1 素材生産を行うための資金 2 素材の引取及び加工のための資金 3 木材の流通コーディネート等に係る資金 4 素材や製品の輸送のための資金 5 木材製品利用事業のための資金			1 施業集約化費用、立木購入代金、作業委託費等 2 素材購入代金、素材引取に係る輸送費や素材の加工費用（労賃・電力費・燃料費等） 3 素材や製品の購入代金及び引き取り・輸送に必要な費用、ICTを活用したデータベース整備費用 4 輸送を行うための労賃・燃料費・機械や車両の使用料及び維持費 5 木材製品の購入代金、輸送費、木材製品の加工又は利用のための作業労賃等
対象事業	・素材生産（対象資金1及び3） ・木材・木製品製造（対象資金2及び3） ・木材卸売等（対象資金3及び4） ・木材製品利用（対象資金3及び5） ※木材安定供給確保事業計画について、都道府県域を越える場合は農林水産大臣の認定を受ける必要があります。			
貸付利率 の上限 (注1)	短期資金：1.70% 長期資金：1.85%			
貸付期間 (注1)	短期資金：1年以内 長期資金：5年以内（据置期間1年） ※据置期間は貸付期間に含みます。			
貸付限度額 (注1)	通常	3億円		
	特認 (注2)	4億円	協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定等締結時から5%以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあっては、借受者の償還が適切に行われると見込まれること。	

(注1) 貸付利率、貸付期間及び貸付限度額は、表に記載の範囲内で都道府県知事が定めます。

(注2) 林野庁長官の認定を受けた場合に貸付上限額を引き上げることができます。

活用事例

【事例1】低利での融資に加え、保証料が最大5年間免除に

素材生産業を営むA社は、国が推進する「伐採と造林の一貫作業」に取り組むこととし、新たに造林・育林業も開始することとしました。

できるだけ初期負担を軽くして新たな融資を受けることができないか、県の出先機関（地域振興局）に相談したところ、**低利であって、保証料も優遇される「木材産業等高度化推進資金」**の利用を提案されました。

A社は、この資金のうち「伐採・造林一貫作業推進資金」を利用するため、「林業経営改善計画」を作成し、県知事の認定を受けた上で、県指定の融資機関に融資を申し込みました。

融資機関が農林漁業信用基金に保証を申し込んだところ、A社のように、新たに別の事業を始める場合は、**保証料が最大5年間免除される「複合経営化支援保証」**の対象にもなることがわかり、A社は、保証料が5年間免除された上で、必要な運転資金を低利で調達することができました。



（写真提供：山梨県）

【事例2】集成材製造に必要な経費も低利で資金調達が可能に

集成材製造業を営むB社は、需要の増加が見込まれる中大断面集成材の増産に取り組むため、その加工に必要な人件費等の運転資金について、どこか低利で貸してくれる先がないか同業者に話したところ、**低利であって、保証料も優遇される「木材産業等高度化推進資金」**があると聞きました。

B社が県の出先機関（農林事務所）に相談したところ、この資金のうち「**木材高度加工資金**」が適当と助言を受けたことから、「**合理化計画（構造改善計画）**」を作成し、県知事の認定を受けた上で、**県指定の融資機関に融資を申し込みました。**

中大断面集成材は、中高層木造建築物への木材利用が進む中で、更に大きな需要が見込まれる分野であることから、保証審査もスムーズに進み、B社は必要な運転資金を低利で調達することができました。

【事例3】設備の入れ替えも保証料を抑えて実現

木材市場業を営むC社は、地域の木材流通の中核を担っており、取扱量が増加する一方で、原木の選別機の老朽化が進み、部品調達が困難となったことから、最新の機種に更新する必要が生じました。

融資機関に相談したところ、「**合理化計画（事業経営改善計画）**」を作成し、県知事の認定を受ければ、「**木材産業等高度化推進資金**」を使わない**設備資金（「合理化資金」）**でも、保証料が優遇されると言われました。

C社は、この資金を利用するために**合理化計画**を作成し、**県知事の認定を受けた上で、融資機関に融資を申し込み、無事に保証付き融資を受けることができました。**



（写真提供：愛媛県）

※写真はすべてイメージであり、事例の事業者ではありません。

計画書の記載に当たって

- 計画書の様式は、資金メニューに応じたものを、申請先の都道府県のサイトからダウンロードするなどして取得します。
- 木材産業等高度化推進資金を利用する場合は、様式の**黄色の欄**に必要な内容を記入します。
- 合理化資金を利用する場合（木材産業等高度化推進資金の貸付上限額を超える場合など）は、様式の**青色の欄**に記入します。
- 詳しくは、申請先の都道府県の林業金融担当部局又は当信用基金にお問い合わせください。

合理化計画（事業経営改善合理化資金関係：素材生産等促進資金）【抜粋】

- 事業の経営の現状及び事業の経営改善に関する措置
- 事業の経営改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法
ア 合計

年次計画		資金調達先別金額			
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	所要資金額 (合計)
		短期運転資金	長期運転資金		
合 計	1年目 R...～	千円	千円	千円 ()	千円 ()
	2年目 R...～			()	()
	3年目 R...～			()	()
	4年目 R...～			()	()
	5年目 R...～			()	()

イ 素材生産

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所 要 資金額 (合計)	素材生産 計画量 A	伐採・搬 出等諸経 費 B	年間 立木 購入費 C	年間資金 回転数 D	所 要 資金額 (A×B+ C)÷D= E
		短期 運転資金	長期 運転資金								
素 材 生 産	1年目			()	()	()	m³/年	千円/m³	千円/年	回/年	千円
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

ウ 素材・製品取引（以下略）

都道府県の林業金融担当窓口

こちらにも
掲載 →



都道府県	担当部署	電話番号
北海道	水産林務部 林務局 林業木材課	011-206-6578
青森県	農林水産部 団体経営改善課	017-734-9478
岩手県	農林水産部 団体指導課	019-629-5699
宮城県	水産林政部 林業振興課	022-211-2473
秋田県	農林水産部 林業木材産業課	018-860-1914
山形県	農林水産部 森林ノミクス推進課	023-630-2517
福島県	農林水産部 森林計画課	024-521-7425
茨城県	農林水産部 林政課	029-301-4026
栃木県	環境森林部 林業木材産業課	028-623-3277
群馬県	環境森林部 林業振興課	027-226-3237
埼玉県	農林部 森づくり課	048-830-4318
千葉県	農林水産部 団体指導課	043-223-3074
東京都	産業労働局 農林水産部 調整課	03-5000-7180
神奈川県	環境農政局 緑政部 森林再生課	045-210-4342
新潟県	農林水産部 林政課	025-280-5326
富山県	農林水産部 森林政策課	076-444-3384
石川県	農林水産部 森林管理課	076-225-1643
福井県	農林水産部 県産材活用課	0776-20-0449
山梨県	林政部 林業振興課	055-223-1650
長野県	林務部 信州の木活用課	026-235-7266
岐阜県	林政部 県産材流通課	058-272-8483
静岡県	経済産業部 森林・林業局林業振興課	054-221-3618
愛知県	農林基盤局 林務部 林務課	052-954-6407
三重県	農林水産部 森林・林業経営課	059-224-2563
滋賀県	琵琶湖環境部 びわ湖材流通推進課	077-528-3922
京都府	農林水産部 林業振興課	075-414-5019
大阪府	環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課	06-6210-9556
兵庫県	農林水産部 林務課	078-362-9224
奈良県	環境森林部 県産材利用推進課	0742-27-7470
和歌山県	農林水産部 森林・林業局 林業振興課	073-441-2960
鳥取県	農林水産部 森林・林業振興局 林政企画課	0857-26-7300
島根県	農林水産部 林業課	0852-22-5104
岡山県	農林水産部 林政課	086-226-7452
広島県	農林水産局 林業課	082-513-3688
山口県	農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課	083-933-3360
徳島県	農林水産部 農林水産政策課・林業振興課	088-621-2487
香川県	環境森林部 森林・林業政策課	087-832-3459
愛媛県	農林水産部 森林局 林業政策課	089-912-2527
高知県	林業振興・環境部 木材産業振興課	088-821-4592
福岡県	農林水産部 団体指導課	092-643-3480
佐賀県	農林水産部 生産者支援課	0952-25-7112
長崎県	農林部 林政課	095-895-2990
熊本県	農林水産部 団体支援課	096-333-2371
大分県	農林水産部 団体指導・金融課	097-506-3612
宮崎県	環境森林部 山村・木材振興課	0985-26-7156
鹿児島県	環境林務部 環境林務課	099-286-3334
沖縄県	農林水産部 森林管理課	098-866-2295

※都道府県名をクリックすると各都道府県のサイトに移動できます。